

議題 2 白井市除染実施計画の変更（案）

（新旧対照表）下線部分が変更部分

| 変 更 後 | 変 更 前（現行） |
|---|--|
| <p data-bbox="421 416 891 456">白井市除染実施計画＜第4版＞</p> <p data-bbox="161 719 1155 794">平成23年4月から平成27年3月までの4年間とし、平成24年度を重点期間とします。</p> <p data-bbox="161 1058 1155 1133">除染等の措置は、国・県・他自治体・独立行政法人が管理する施設を除き、市が行います。</p> <p data-bbox="170 1396 284 1433">（削除）</p> | <p data-bbox="1429 416 1899 456">白井市除染実施計画＜第3版＞</p> <p data-bbox="1182 576 2150 794">p. 7 2. 計画期間 (3) 放射性物質の種類と特性 (1～2行目) 平成23年4月から平成26年3月までの3年間とし、平成24年度を重点期間とします。</p> <p data-bbox="1182 914 2029 1094">p. 16 除染実施計画 4. 除染等措置の実施者 (1行目) 公共施設（市道を含む）の除染等の措置は市が行います。</p> <p data-bbox="1182 1286 2150 1433">（囲み文「民間所有地の除染費用について」） 民間所有地の除染等の措置に係る費用の助成などは、国の費用負担の仕組みが明確になっている部分もあることから、市の支援制度を早急に確立して市民と連携・協力し除染等の措置を進めます。</p> |

| 除染実施施設 | 実施者 |
|---|----------|
| 市立の保育園 小・中学校 公園 子どもの遊び場 文化センター(図書館、芝生広場) スポーツ施設(野球場、陸上競技場) 保健福祉センター・子ども発達センター 地区センターの公民館・児童館(児童ルーム) 福祉センター(青少年女性センター) | 市 |
| 私立の保育園・幼稚園 | 市(施設管理者) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |

(表)

| 除染実施施設 | 実施者 |
|--|----------|
| 保育園・幼稚園 小・中学校 公園 子どもの遊び場 文化センター(図書館、芝生広場) スポーツ施設(野球場、陸上競技場) 保健福祉センター・子ども発達センター 地区センターの公民館・児童館(児童ルーム) 福祉センター(青少年女性センター) | 市 |
| 私立の保育園・幼稚園 | 市(施設管理者) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |

| 除染実施施設 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 保育園・幼稚園 小・中学校 公園 子どもの遊び場 | ■ | | | ■ 1 |
| 文化センター(図書館、芝生広場) スポーツ施設(野球場、陸上競技場) 保健福祉センター・子ども発達セン ター 地区センターの公民館・児童 館(児童ルーム) 福祉センター(青 少年女性センター) | | ■ | | ■ 1 |
| 市道・県道・県管理国道(通学路) | | ■ | | |
| 住宅 宅地 事業所 | | ■ | | |
| 山林等民間所有地 | | | ■ | |
| 国・県・他自治体・独立行政法人が 管理する施設(県道及び県管理国道 の通学路を除く) | | ■ | | |

1 平成 26 年度は、除染等の措置を実施済みの施設において、空間線量率が再上昇し、毎時 0.23 マイクロシーベルト以上となった場合に除染等の措置を行います。

p . 1 7

除染実施計画

6 . 除染等の措置の着手及び完了予定時期
(表)

| 除染実施施設 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | |
|---|----------------|----------------|----------------|--|
| 保育園・幼稚園 小・中学校 公園 子どもの遊び場 | ■ | | | |
| 文化センター(図書館、芝生広場) ス ポーツ施設(野球場、陸上競技場) 保 健福祉センター・子ども発達センター 地区センターの公民館・児童館(児童 ルーム) 福祉センター(青少年女性 センター) 市道・県道・県管理国道 (通学路) | | ■ | | |
| 住宅 宅地 事業所 他民間所有地 | | ■ | | |
| 山林等民間所有地 | | | ■ | |
| 国・県・他自治体・独立行政法人が管 理する施設(県道及び県管理国道の通 学路を除く) | | ■ | | |

(削除)

表5に則した除染内容を講じても、それぞれの除染対象施設における測定の基準となる高さの平均空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト未満にならない場合や、除染等の措置を実施済みの施設において、空間線量率が再上昇し、毎時0.23マイクロシーベルト以上となった場合には、さらに効果が期待できる手法について、市独自で検討の上で講じていきます。

p. 18

除染実施計画

6. 除染等の措置の着手及び完了予定時期

(5行目)

なお、平成25年3月に本計画の進捗状況を確認し、必要な場合は見直しを行います。

p. 19

7. 除染の具体的な措置等

(4) 除染等の措置を講じても効果が得られない場合の措置

(3行目)

表5に則した除染内容を講じても、それぞれの除染対象施設における測定の基準となる高さの平均空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト未満にならない場合は、さらに効果が期待できる手法について、市独自で検討の上で講じていきます。

| 除染対象 | 除染等の措置内容 | 具体的な除染措置内容 | | | |
|--|----------|------------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成23年度の措置 | 平成24年度の措置 | 平成25年度の措置 | 平成26年度の措置 |
| 保育園 幼稚園・・・(略) | (略) | (略) | (略) | (略) | |
| 上記以外の公共施設 | (略) | (略) | (略) | (略) | |
| 市道・県道・県管理国道(通学路) | (略) | (略) | (略) | (略) | |
| 住宅・宅地・事業所 | (略) | (略) | (略) | (略) | |
| 山林(生活圏隣接地) | (略) | (略) | (略) | (略) | |
| 国・県・他自治体・独立行政法人が管理する施設(県道及び県管理国道の通学路を除く) | (略) | (略) | (略) | (略) | |
| 除染実施区域以外 | (略) | (略) | (略) | (略) | |

(削除)

p. 21

除染実施計画

7. 除染の具体的な措置等

表5 除染実施区域別の除染等の措置

| 除染対象 | 除染等の措置内容 | 具体的な除染措置内容 | | |
|--|----------|------------|-----------|-----------|
| | | 平成23年度の措置 | 平成24年度の措置 | 平成25年度の措置 |
| 保育園 幼稚園・・・(略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 上記以外の公共施設 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 市道・県道・県管理国道(通学路) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 住宅・宅地・事業所 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 山林(生活圏隣接地) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 国・県・他自治体・独立行政法人が管理する施設(県道及び県管理国道の通学路を除く) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 除染実施区域以外 | (略) | (略) | (略) | (略) |

p. 24

計画を推進するために

1. 市民・事業者などによる除染等の措置との連携および活動支援
- (2) 除染等措置の支援

空間線量率が比較的低い地域において、市は、個人で除染等の措置を行うことが困難な場合、関係機関と連携して、ボランティアを派遣します。

| | |
|---|---|
| <p>放射性物質が存在する場所や形態により必要な除染等の措置、除去土壌等の収集・移動、適切な保管、飛散防止などの対処も異なります。</p> <p>以上</p> | <p>p . 2 5 計画を推進するために (1 ~ 3 行目) 現在、さまざまな除染方法が提案されていますが、基本は同じです。 放射性物質が存在する場所や形態により必要な除染等の措置、除去土壌等の収集・移動、適切な保管、飛散防止などの対処も異なります。</p> <p>以上</p> |
|---|---|